

# 『当面の課題・施策の方向について』 課題(3)～(5)について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

## 課題(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

### ① 要保護児童対策地域協議会の実効性を高めるための工夫

実態	課題
<p>○ 虐待による死亡事例の中には、要保護児童対策地域協議会に要保護児童として登録されていなかったり、登録されていても関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていない事例が見受けられる。</p> <p>○ 市町村によっては要保護児童対策地域協議会の実務者会議において進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にある。</p> <p>○ 乳幼児健診を受診せず、居住実態も把握できないという虐待発生リスクが高い家庭であるにもかかわらず、市町村の母子保健担当部署から虐待対応担当部署に対する情報提供がなされていない事例があった。</p> <p>また、各関係機関が家庭に関する情報を断片的に把握していたが、関係機関間での十分な情報共有にまで至っていない事例があった。</p> <p>(以上、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第10次報告から。)</p>	<p>○ 特定妊婦や要保護児童を確実に登録するための工夫について</p> <p>○ 一方、地域における人材に限りがある中で、各事例を丁寧に検討するための工夫について</p> <p>例えば、ケース毎に支援内容の濃淡をつけることについて、どのように考えるか。</p> <p>○ 支援している家庭の状況変化を要保護児童対策地域協議会が確実に把握する仕組みについて</p> <p>○ 把握した情報を踏まえて関係機関が確実に支援につなげる仕組みについて</p> <p>例えば、調整機関において支援に関する一定の判断をすることをどのように考えるか。(例、優先して対応すべき機関を調整機関が指定する等)</p>

## 課題(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

### ② 協議会調整機関の調整機能を高める工夫

実態	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 全国の要保護児童対策地域協議会調整機関のうち、児童福祉司と同様の専門職を配置している自治体の割合は31.9%であり、これに保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると、これらを配置している自治体の割合は69.2%。(平成24年4月1日現在)</li><li>○ 個別ケース検討会議等の場で、市町村と児童相談所とが方針を巡って意見対立した場合に、調整する役割を行う者がいないという指摘がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調整機関に専門職員の配置を促す仕組みについて</li><li>○ 職員の専門性を高めるための研修の工夫について</li></ul>

# 課題(4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

## 児童相談所の業務や人員体制

実態	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は平成11年度に比べて約6.3倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍。 ※児童福祉司の配置人数は2829人。(平成26年4月1日現在)</li><li>○ 平成24年度的全相談対応件数を同年度の全国の児童福祉司数で割ると、一人あたり平均143.9ケースとなる。</li><li>○ 児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の44.5%。(平成26年4月1日現在) ※「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」平成18年4月によると、児童心理司については、児童心理司:児童福祉司=2:3以上を目安に、さらには児童心理司:児童福祉司=1:1を目指して配置すべきであるとされた。</li><li>○ 平成27年度予算概算要求で児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化に関する予算を要求。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童相談所の業務のあり方や人員配置について</li><li>○ 児童相談所に専門的な人材を確保するための工夫について</li><li>○ 夜間休日の相談に対応できる体制整備について</li><li>○ 児童相談所職員の専門性を高めるための研修の工夫について</li><li>○ 利用者支援事業などとの役割分担についてどのように考えるか。</li><li>○ 児童相談所業務の一部を民間を含めた他の機関と分担することについてどのように考えるか。</li></ul>

## 課題(5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

### 出頭要求から臨検・捜索に至る手続きを迅速に実施する工夫

実態	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成20年からの6年間での実施数 出頭要求は187事例 （出頭要求を経た立入調査は40事例） 再出頭要求は19事例 臨検・捜索は7事例</li> <li>○ 臨検・捜索事例7件の、出頭要求から臨検捜索までの日数は1～70日と様々である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 出頭要求から臨検・捜索に至る手続きを迅速に実施する方策について</li></ul>